

	内 容	関係法令の規定
職務上の義務	服務の宣誓	<b>地公法第31条</b> 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	<b>地公法第32条</b> 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。  *職務命令は、上司から部下の職員に対して発する命令で、職員の職務の遂行についての命令の他、職務の遂行に関連して必要な身分上の命令を含む。
	職務に専念する義務	<b>地公法第35条</b> 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
身分上の義務	信用失墜行為の禁止	<b>地公法第33条</b> 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	<b>地公法第34条</b> 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。  *「秘密」とは、一般に了知されていない事実であつて、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものである。
	政治的行為の制限	<b>地公法第36条</b> 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。  <b>教特法第18条</b> 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。 <b>2</b> 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。  <b>国公法第102条</b> 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。 <b>2</b> 職員は、公選による公職の候補者となることができない。 <b>3</b> 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。  *教職員も国民の一人として思想の自由、表現の自由は保障されている。しかし、公立学校の教育公務員については、その職務と責任の特殊性にかんがみ、地方公務員法によらず、国家公務員法及び同法に基づく人事院規則により、強い規制が加えられている。
	争議行為等の禁止	<b>地公法第37条</b> 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。
	営利企業への従事等の制限	<b>地公法第38条</b> 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## 府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の概要  
 <勤務時間の上限時間> ※給特法第7条第1項の指針と同じ  
**【原則】** 上限の目安時間  
 時間外在校等時間 ① 1か月 45時間 ② 1年間 360時間  
**【特例】** 児童生徒等に関わる臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合  
 時間外在校等時間 ① 1か月 1000時間未満 ② 1年間 720時間  
 ※複数月平均 80時間以内、月 45時間超は年間 6か月以内

## 教職員の人事評価

教職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取り組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、教職員の育成及び資質能力の向上を図り、学校組織の活性化に資することを目的として実施している。

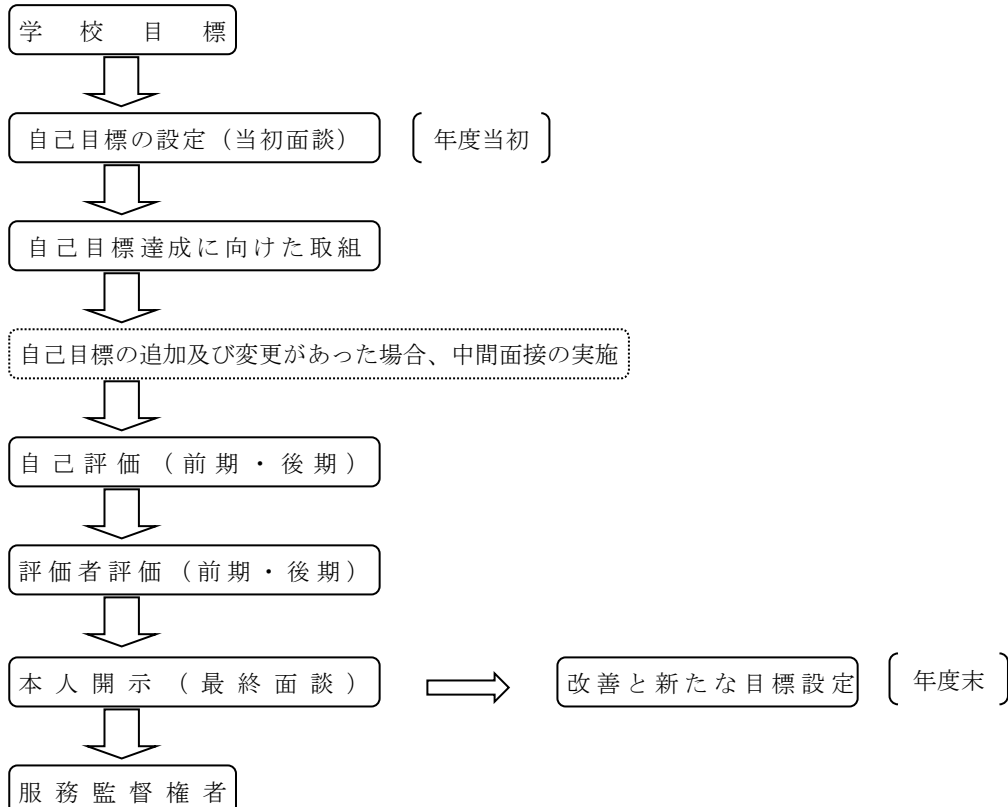
○ 評価の概要

「C」を一般的な評価の段階として「B」「A」の加点方式による3段階の絶対評価により行う。

評価項目	評価項目の定義
能力	職務遂行の過程で発揮された力
実績	目標の達成度合い
意欲	目標達成に対する取組姿勢を重要な観点とした職務への取組姿勢

※「意欲」は、「能力」及び「実績」共通の評価項目

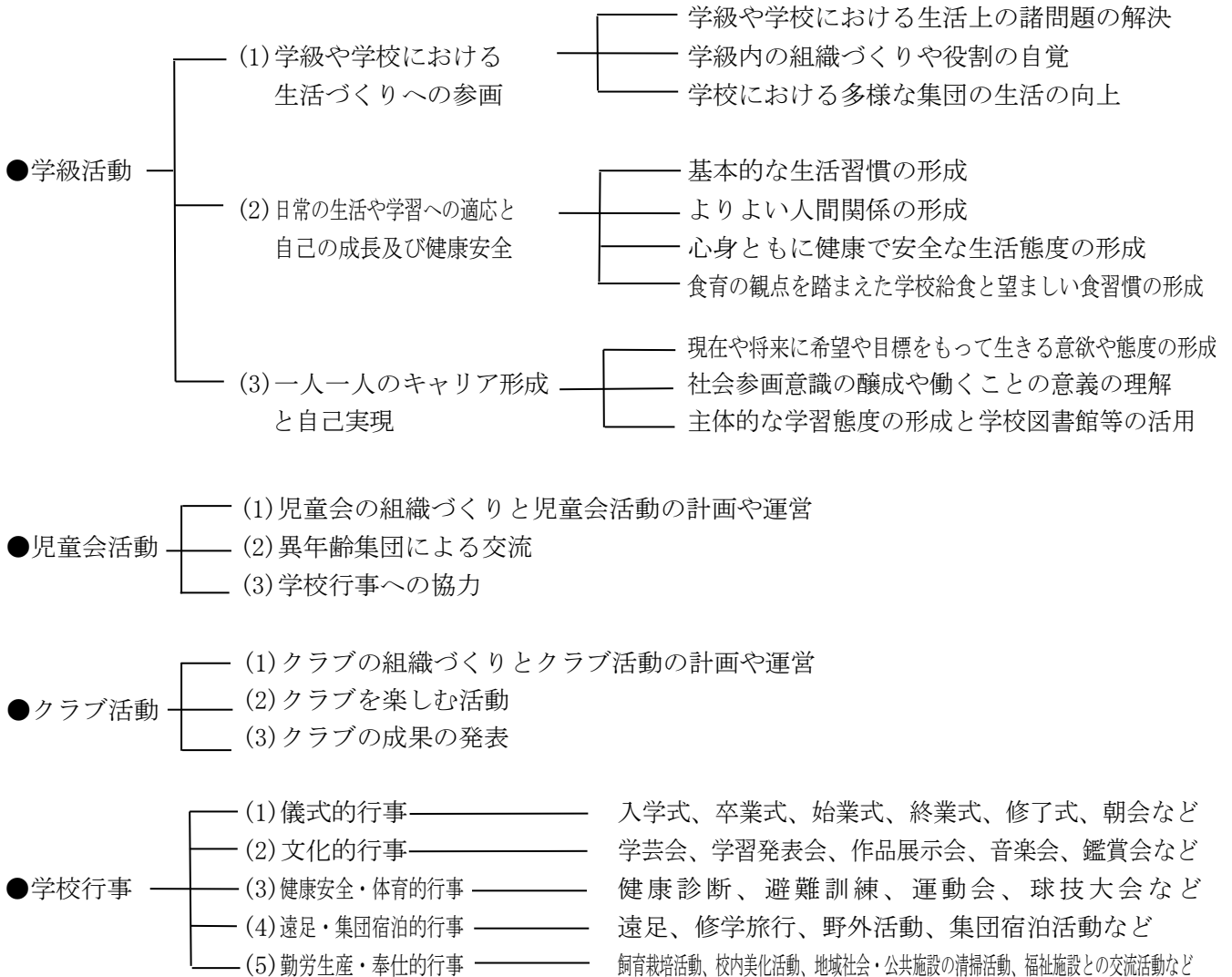
○ 評価の流れ



特別活動の内容

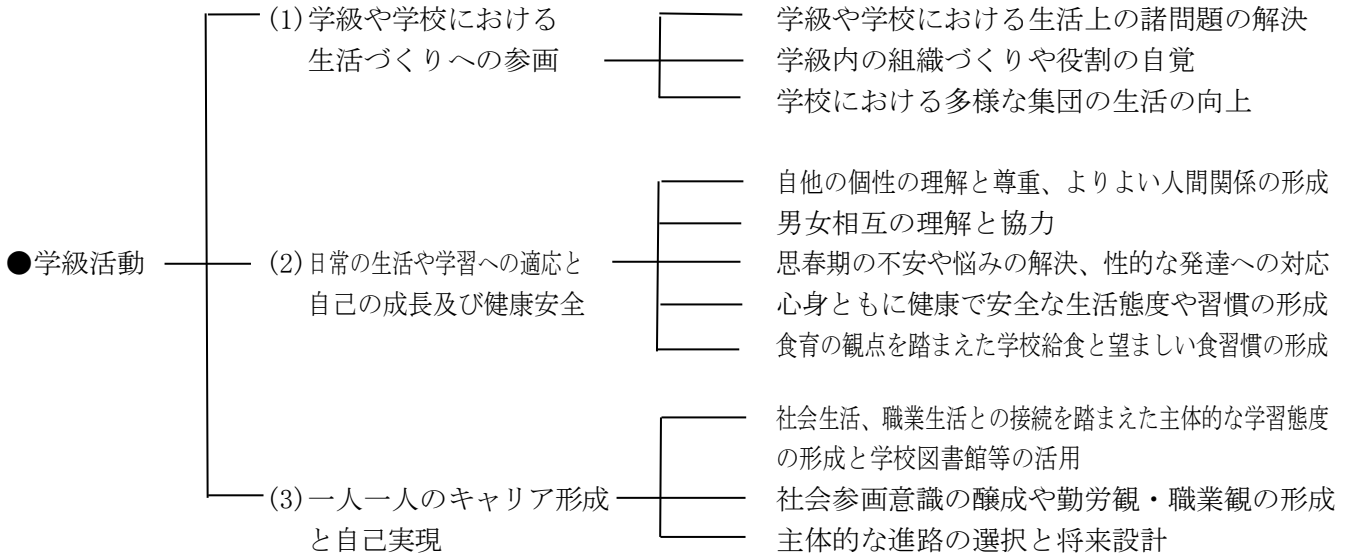
【小学校】

学習指導要領（平成 29 年告示）における特別活動の内容は、次のとおりである。



【中学校】

学習指導要領（平成 29 年告示）における特別活動の内容は、次のとおりである。



- 生徒会活動
  - (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
  - (2) 学校行事への協力
  - (3) ボランティア活動などの社会参画

- 学校行事
  - (1) 儀式的行事 ————— 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式など
  - (2) 文化的行事 ————— 文化祭、作品発表会、音楽会、鑑賞会、講演会など
  - (3) 健康安全・体育的行事 ————— 薬物乱用防止指導、避難訓練、運動会、競技会、球技会など
  - (4) 旅行・集団宿泊的行事 ————— 修学旅行、野外活動、集団宿泊など
  - (5) 勤労生産・奉仕的行事 ————— 職場体験、各種の生産活動、上級学校・職場への訪問・見学、全校美化の行事、地域社会への協力、ボランティア活動など

### 【高等学校】

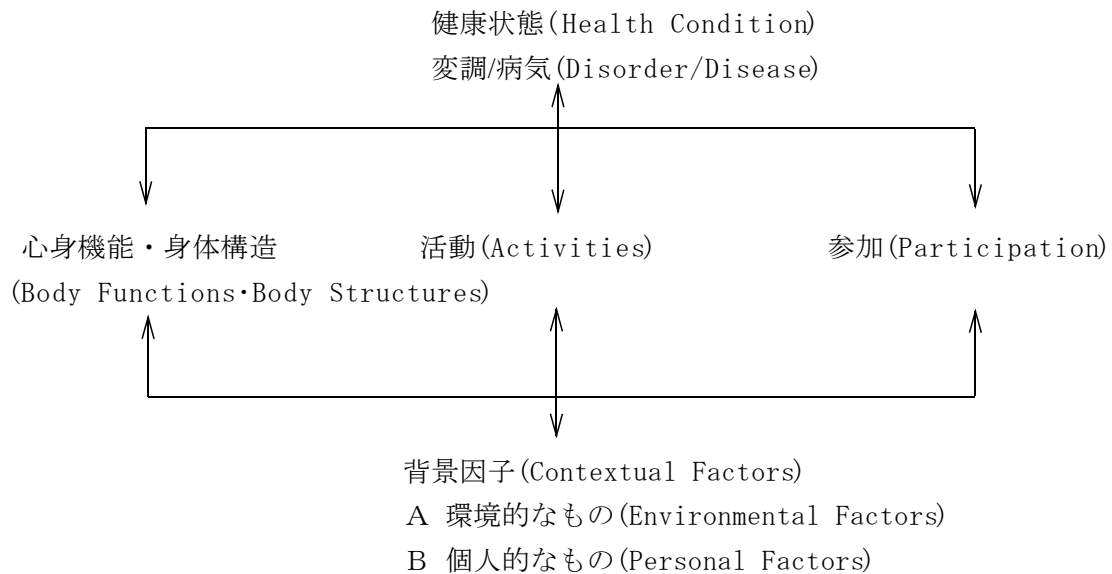
学習指導要領（平成 30 年告示）における特別活動の内容は、次のとおりである。

- ホーム  
ルーム活動
  - (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画
    - ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
    - ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
    - 学校における多様な集団の生活の向上
  - (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
    - 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
    - 男女相互の理解と協力
    - 国際理解と国際交流の推進
    - 青年期の悩みや課題とその解決
    - 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
  - (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
    - 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
    - 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
    - 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
    - 主体的な進路の選択決定と将来設計

- 生徒会活動
  - (1) 生徒の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
  - (2) 学校行事への協力
  - (3) ボランティア活動などの社会参画

- 学校行事
  - (1) 儀式的行事 ————— 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式など
  - (2) 文化的行事 ————— 文化祭、音楽会、鑑賞会、講演会など
  - (3) 健康安全・体育的行事 ————— 薬物乱用防止指導、避難訓練、体育祭、球技大会など
  - (4) 旅行・集団宿泊的行事 ————— 遠足、修学旅行、野外活動、集団宿泊など
  - (5) 勤労生産・奉仕的行事 ————— 美化活動、就業体験、生産活動、地域社会への協力、ボランティア活動など

障害は、世界保健機関（WHO）では、下図に示す諸要素の相互関係で表されている。



障害は、機能障害などによる日常生活での活動の制約や、就職など社会参加の制限に関連するが、それだけで障害は理解されるものではない。健康状態と、環境または個人的な背景因子との間の相互作用あるいは相互関係として表す必要があるとされている。各因子間の関係は極めて多様で複雑であり、図式の単純な理解は避けなければならないが、各因子のレベルの変化に応じて障害の質や程度も変化するのである。

医療の進歩や交通手段における障害対応機能の改良（環境因子）が、身体障害者の健康状態の改善や移動能力の拡大につながり、活動制約や参加制限の緩和や減少を通じて、障害の改善・克服をもたらすのは、その一例である。

（「国際生活機能分類（ICF）」）

## 「地域支援センター」「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」 による地域への支援

各府立特別支援学校に設置する地域支援センターにおいて、児童生徒の障害や発達に関して来校相談や巡回による相談を実施しています。盲学校、聾学校、城陽支援学校は府内全域を対象に障害種別による相談を、その他の地域支援センターでは各通学区域を対象にして相談を実施しています。

さらに京都府の特別支援教育の拠点として宇治支援学校内に京都府スーパーサポートセンター(SSC)を設置し、重層的に相談支援を行っています。



## 就学先が決定するまで

平成25年9月1日 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正されました。



## ポイント

まずはお子さんの発達や障害の状況を正しく理解することです。次にどんな「学びの場」があるのかを知ることが大切です。

ご家庭に届く就学通知は、地域の小・中学校に就学する場合はお住まいの市町(組合)教育委員会から、特別支援学校に就学する場合は京都府教育委員会から送付されます。

教育支援委員会等では、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情から、最も適当と思われる就学先を総合的に判断します。

市町(組合)教育委員会の就学相談のほかに、京都府教育委員会でもお子さんの就学についてお悩みの保護者に対し、「京都府就学巡回教育相談」を実施しています。

# 児童生徒の障害の種類・程度と就学の判断

## 1 視覚障害

- ①両眼の視力がおおむね0.3未満
- ②視野狭窄等が高度の視機能障害

拡大鏡等の使用によっても通常の文字等の認識が不可能又は著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校  
(視覚障害)

## 2 聴覚障害

- 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上

補聴器等の使用によっても通常の話声の理解が不可能又は著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校  
(聴覚障害)

## 3 知的障害

- ①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助を必要とする程度
- ②上記の程度に達しない場合

社会生活への適応が著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校  
(知的障害)

## 4 肢体不自由

- ①補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度
- ②上記の程度に達しない場合

常時医学的な観察指導を必要とする程度

小・中学校

特別支援学校  
(肢体不自由)

## 5 病弱・身体虚弱

- ①慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者
- ②身体虚弱者

継続して医療又は生活規制を必要とする程度

小・中学校

特別支援学校  
(病弱)

## 6 言語障害、自閉症・情緒障害及び発達障害等

障害の種類や状態に応じて、小・中学校の特別支援学級における教育や通級指導教室による指導及び通常の学級における指導等様々な指導形態により教育を行う。

※ 上記基準の1～5に該当しなければ、特別支援学校の小・中部へ就学することはできません。

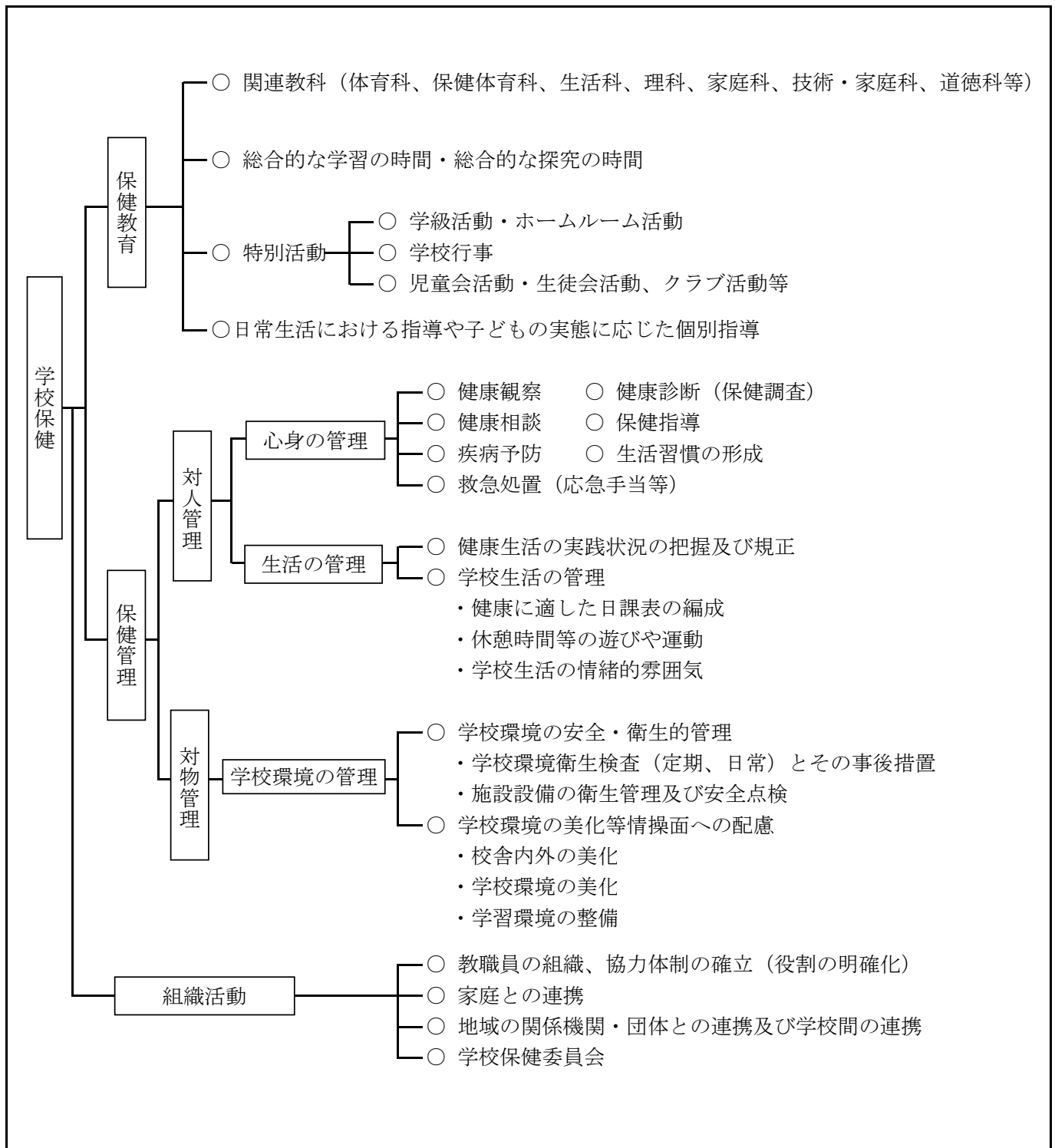
該当したお子さんのうち、市町(組合)教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めたととき、特別支援学校に就学することとなります。

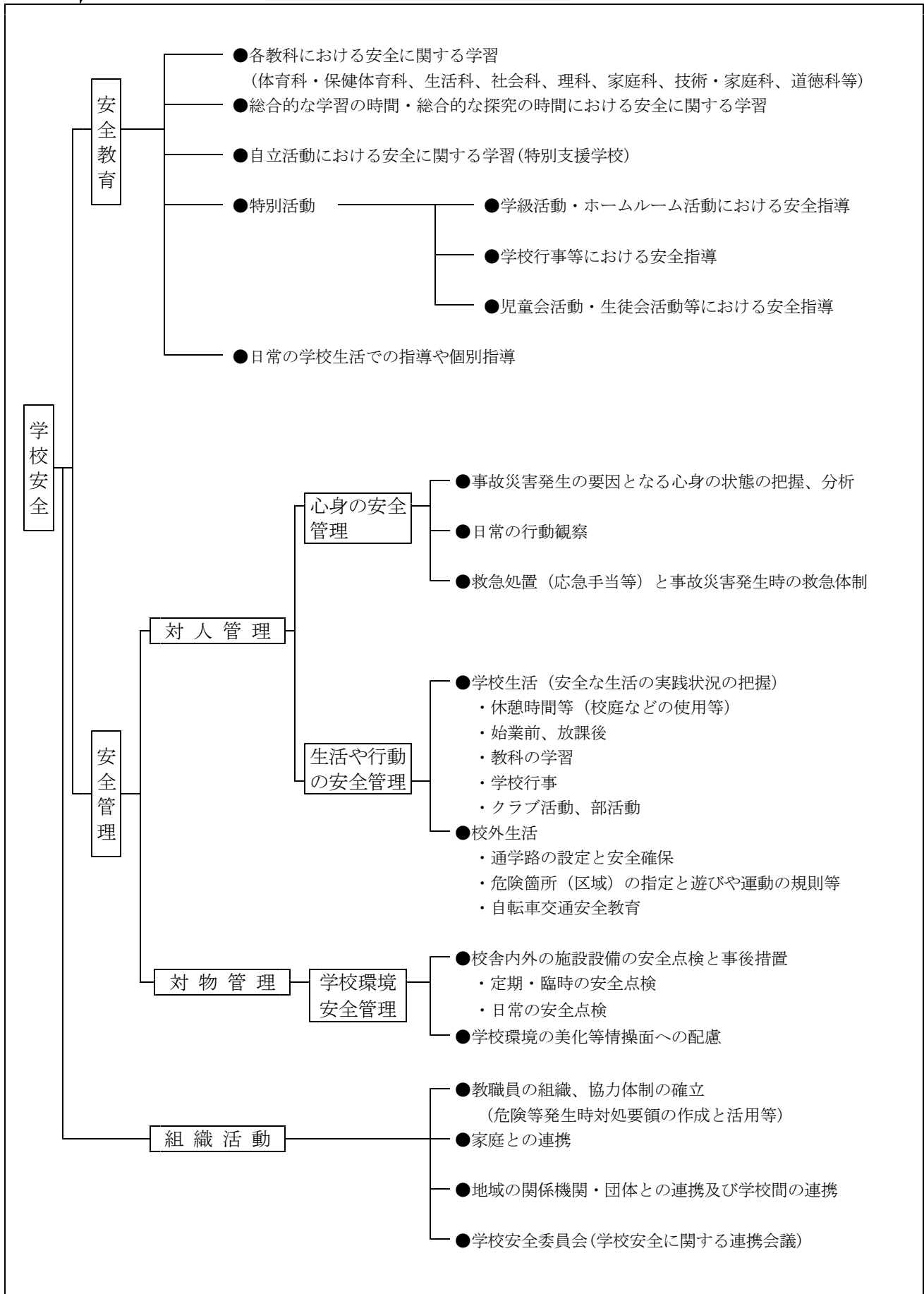
## 教育支援委員会(就学指導委員会)

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた適切な就学先を決定することは、極めて重要なことです。この役割を担っているのは、市町(組合)及び都道府県の教育委員会です。市町(組合)や都道府県の教育委員会は、保護者との相談を重視し、保護者や専門家の意見を聴くなどして、適切に行う必要があります。

このために、市町(組合)及び都道府県の教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家で構成する『教育支援委員会』等が置かれています。京都府教育委員会においても、就学先の決定について悩んでいる保護者に対して京都府就学巡回教育相談を行っています。







→ IV-6-(4) 学校給食

→ IV-8-(1)、(2)、(4) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際

資料⑪

## 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(学校給食法第2条)

資料⑫

## 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができる(安全の確保)。
- ② 食物アレルギーを有する児童生徒においても、学校給食の時間及び食物を扱う学習活動等を安全にかつ楽しんで過ごすことができる(QOL【Quality Of Life】の向上)。
- ③ 教育委員会の方針に基づき、校長のリーダーシップにより、学校全体で組織的に対応する。
- ④ 教職員全員が研修等の実施により、食物アレルギーに関する正しい知識を身に付ける。
- ⑤ 児童生徒の食物アレルギーに対する理解を深める。
- ⑥ 保護者との共通理解を図るとともに、連携し、情報を共有する。
- ⑦ 緊急時に適切な対応を行う(適切な事故対応)。

(「学校等における食物アレルギー対応の手引」京都府教育委員会 平成29年3月  
追記：第8章 まわりの児童生徒への指導及び関連法等 平成31年3月)

## 食に関する指導の目標

### 【食に関する指導の目標】

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

### 【食育の視点】

- ◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

【食文化】

(「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」文部科学省 平成31年3月)

## 学校における虐待対応の流れ ～通告まで～

→ IV-7-(4)エ 児童虐待への対応

### 学校における虐待対応の流れ ～通告まで～

#### 発生予防等

- ・子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・研修の実施、充実

#### 早期発見

- ・日常の観察による子供、保護者、家庭状況の把握
  - ・健康診断、水泳指導
  - ・教育相談、アンケートなど
- ⇒子供・保護者・状況について違和感あり  
⇒チェックリストに複数該当

- ・本人（子供、保護者）からの訴え
- ・前在籍校 ・学校医や学校歯科医 ・他の保護者
- ・放課後児童クラブや放課後子供教室等

直ちに管理職へ報告・相談

#### チームとしての対応、早期対応（情報収集・共有、対応検討）

（メンバー）管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

①～④に該当

通告

①～④に該当せず

通告

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

①～④に該当

通報

#### 児童相談所

（連絡先）  
児童相談所全国共通  
ダイヤル 189

#### 市町村（虐待対応担当課）

（連絡先）

#### 警察

（連絡先）

安全確認、情報収集、調査

（必要に応じて）一時保護

調査継続

援助方針の決定

（必要に応じて）施設入所

在宅での支援（登校）

児童相談所や市町村の役割

教育委員会等

いずれにおいても通告・通報したことを連絡

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。  
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。  
○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任教諭、保育士等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度		保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			
		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居者の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産 若年の妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産 10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。



虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。  
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。  
○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさけようとする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。 からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
	身なりや衛生状態	季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をおねだることがよくある。
登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。
	気になる行動	保護者自身の必要な治療行為を拒否する。 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとならない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和 夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 住居の状態 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 サポート等の状況 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		
	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

週案例（幼稚園）

前週 の 幼 児 の 姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動会で見たリレーや組体操が気に入って、自分たちもやってみようと思っている様子がみられる。</li> <li>運動会がたくさんの経験をした。この週末には、保護者の方と運動会のことを話す機会もあったと思われる。</li> <li>「この葉っぱは何だろう」「この実は何だろう」と園庭や散歩に行った公園で木の葉や実を拾い、秋の自然に興味をもつようになっている。</li> </ul>	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルールを理解したり、守ったりしながら友達と楽しく遊ぶ。</li> <li>遊びの中に、自然を取り入れて楽しむ。</li> <li>自分の気持ちを言葉で相手に伝えようとする。</li> <li>運動会でやったことや思ったことを表現する。</li> </ul>	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊びに使うものやルールについて考えを出し合い、工夫して楽しむ。</li> <li>木の葉や実など秋の自然物を遊びの中に取り入れて楽しむ。</li> <li>イメージや考えたことを自分の言葉で話して相手に伝えようとする。</li> <li>運動の経験を思い出し、やったことや思ったことを身近な素材を使って表現する。</li> </ul>	行事・家庭との連携等	17日 保護者懇談会 午前保育 18日 園内研修会	担任印
日	15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)			
行事	午前保育 保護者懇談会 園内研修会							
環境 構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びが安全に行えるようにコースを引いたり、他の遊びと動線が重ならないように工夫したりする。</li> <li>秋の自然と遊ぶコーナーを作り、色づいた葉やどんぐりなどの実を種類ごとに分けて入れた箱や必要な用具・絵本を幼児の目のつきやすいように置く。</li> <li>運動会の経験を思い出しやすいうように、運動会で使った用具や写真などを保育室に展示する。</li> <li>活動の区切りや終わりの集まりを通して、自分の思いをしつかりと話したり、友達の思いを受け止めようとしたりする雰囲気をつくる。</li> </ul>							
予想される活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びをする。</li> <li>教師と一緒に、必要な用具や白線を準備する。</li> <li>教師の支援のもと、ルールやチーム分けなどを友達と話し合いながら決める。</li> <li>秋の自然と遊ぶ。</li> <li>木の葉やどんぐりを使った遊びを知り興味をもつ。</li> <li>運動会の経験を表現する。</li> <li>運動会で経験したことを教師や友達と一緒に話したり、ごっこ遊びをしたりする。</li> <li>自分の経験したことを思い出しながら、画用紙に表現する。</li> <li>活動の区切りや終わりの集まり</li> <li>楽しかったことなどを友達と共有したり活動の流れや必要なものを見通しをもったりして次の遊びへの意欲をもつ。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びをする。</li> <li>秋の自然と遊ぶ。</li> <li>運動会の経験を表現する。</li> <li>終わりの会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びをする。</li> <li>秋の自然と遊ぶ。</li> <li>運動会の経験を表現する。</li> <li>終わりの会</li> </ul>
教師の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びに必要な用具やルールについて、幼児と一緒に遊びながら幼児の思いや考えを引き出し整理する。</li> <li>自分で作って遊んでみようとする興味やわくわくように、秋のコーナーにきた幼児とサンプル作品と一緒に遊ぶ。</li> <li>運動会で経験したことを思い出し、表現したくなるように、用具や写真を見て幼児と話したり、ごっこ遊びをしてみたりする。</li> <li>活動の区切りや終わりの集まりでは、それぞれが経験したことを話題にして、学級で共有する。また、それぞれの遊びが進展するように支援する。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びをする。</li> <li>秋の自然と遊ぶ。</li> <li>運動会の経験を表現する。</li> <li>終わりの会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びをする。</li> <li>秋の自然と遊ぶ。</li> <li>運動会の経験を表現する。</li> <li>終わりの会</li> </ul>
記録・反省	<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びのルールをほぼ作り出すことができ、3度走ることができた。自然にチームが均等に分かれた。明日は人数が増えると思われれるので、チーム分けの方法を考えさせたい。</li> <li>秋のコーナーサンプルとよく似た作品を作ることができ満足していた。自分なりのイメージをもって様々な作品にチャレンジさせたい。</li> <li>運動会の表現活動 自分たちの踊ったダンスを踊ったり、年長児の組体操のごっこ遊びをしたりしていた。その後、友達と話しながら、5色の絵の具と筆で色画用紙に描いていた。国旗を描きかけたが、色がなかった。準備していた。</li> <li>活動の区切りや終わりの集まり Bの気分が悪くなったため、十分に時間がとれなかった。明日は十分に時間を確保したい。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びをする。</li> <li>秋の自然と遊ぶ。</li> <li>運動会の経験を表現する。</li> <li>終わりの会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リレー遊びをする。</li> <li>秋の自然と遊ぶ。</li> <li>運動会の経験を表現する。</li> <li>終わりの会</li> </ul>
<p>週案は、日案との内容を整理しながら、それぞれの幼稚園の実態に合わせて各園で工夫して作成することが望ましい。</p> <p>この週案では、「ねらい」や「内容」について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連が明記されており、前週の幼児の実態を踏まえながら、今週全体を通して生活の流れを見通すことができるように工夫している。また、毎日、幼児の様子ポイントを記録し、教師が反省したことを次の日の環境の構成や教師の援助に反映させるようにしている。</p> <p>環境の構成の欄は、この週の生活の流れを作り出すポイントになるような事柄を記入する。また、記録と反省をもとに、より具体的に柔軟に環境を再構成していくことが大切である。</p> <p>予想される活動の欄は、記録や反省によって環境の構成を見直し、その環境に関わって幼児が作り出す活動を予想して記入する。</p> <p>今日の指導を振り返り、環境を再構成し、一日一日の幼児の生活の流れを予想することを日々繰り返すことにより、適切な指導を行うことができるようになる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〈体〉健康な心と体</li> <li>〈心〉自立心</li> <li>〈協〉協調性</li> <li>〈道〉道徳性・規範意識の芽生え</li> <li>〈社〉社会生活との関わり</li> </ul> <p>〈思〉思考力の芽生え</p> <p>〈自〉自然との関わり・生命尊重</p> <p>〈数〉数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚</p> <p>〈言〉言葉による伝え合い</p> <p>〈表〉豊かな感性と表現</p> </div>								



日案例（幼稚園）

日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	担任	〇〇 〇〇
組	4歳児 もも組		
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>好きな遊びを見付け、友達と一緒に楽しむ。〈協〉</li> <li>思いや考えを言葉で伝えようとする。〈言〉</li> </ul>	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸外で楽しんで遊ぶ。</li> <li>友達との関わりを楽しむ。</li> <li>自分の考えたことや思ったことなどを相手に伝える。</li> </ul>
時間	環境の構成	予想される幼児の活動	教師の関わり
8:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>好きな戸外での遊びが見付けられるように遊具や道具を目に触れるように準備しておく。</li> </ul> <p>砂山遊び (水が運べる道具) 泥団子づくり (カップ) 秋のコーナー (広き穴はたごんぐり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇登園する。</li> <li>教師や友達とあいさつを交わす。</li> <li>持ち物の始末をする。</li> <li>〇好きな遊びを始める。</li> <li>砂山とトンネル</li> <li>水路作り</li> <li>秋のコーナー</li> <li>虫の観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人と笑顔であいさつを交わり、健康状態を視診する。</li> <li>持ち物の始末が終わったら、スモックを着用するように声をかける。</li> <li>幼児の様子を受け止め、幼児が何をして遊びたいのかを把握し、好きな遊びが楽しめるように</li> </ul>
10:30	<p>☆別紙 指導案</p>	<p>この日案は、一日の流れを時系列に整理し、環境の構成と予想される活動の両面から考えるものである。</p> <p>ねらいをどのように達成するのかという具体的な教師の援助を予想される幼児の活動に対応して記入するとよい。</p> <p>適切に教師が援助するためには、環境の構成を具体的にイメージすることが大切である。</p> <p>登園から降園まで、具体的にいていねいに文章で表現することにより、保育のねらいや流れ、環境の構成に必要な教材や教師の関わりなどが鮮明にイメージできる。</p> <p>今日の中心になる活動については、別紙に指導案として、園庭や保育室のそれぞれの場所で、どのように活動が展開されるのかを予想し、図や文章で表現する工夫も考えられる。</p> <p>また、適切な環境の構成や教師の援助のためには、実際に展開された幼児の生活の姿を記録に残していくことが必要である。さらに、それを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と関連させて捉え、日案の下欄に反省や評価を記入する工夫も考えられる。ねらいに沿って、今日の指導や援助、環境の構成はどうであったか振り返りたい。</p> <p>それぞれの園の実態や特色によって、形式や表現の仕方を工夫することが望まれる。</p>	<p>この日案は、一日の流れを時系列に整理し、環境の構成と予想される活動の両面から考えるものである。</p> <p>ねらいをどのように達成するのかという具体的な教師の援助を予想される幼児の活動に対応して記入するとよい。</p> <p>適切に教師が援助するためには、環境の構成を具体的にイメージすることが大切である。</p> <p>登園から降園まで、具体的にいていねいに文章で表現することにより、保育のねらいや流れ、環境の構成に必要な教材や教師の関わりなどが鮮明にイメージできる。</p> <p>今日の中心になる活動については、別紙に指導案として、園庭や保育室のそれぞれの場所で、どのように活動が展開されるのかを予想し、図や文章で表現する工夫も考えられる。</p> <p>また、適切な環境の構成や教師の援助のためには、実際に展開された幼児の生活の姿を記録に残していくことが必要である。さらに、それを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と関連させて捉え、日案の下欄に反省や評価を記入する工夫も考えられる。ねらいに沿って、今日の指導や援助、環境の構成はどうであったか振り返りたい。</p> <p>それぞれの園の実態や特色によって、形式や表現の仕方を工夫することが望まれる。</p>
10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児がらしそ等を落した</li> </ul>		<p>協力して片付けよう声をかけて話せない幼児が促したりして、思いが友達に伝わる楽しさを味わわせるようにする。</p>
11:00			
11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち帰るものを忘れていないか確認する。</li> <li>降園班から離れて帰る幼児は職員室に集合させ待機させる。(絵本・折り紙)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇降園をする。</li> <li>集団降園する幼児はコース毎に集まる。</li> <li>集団で降園しない幼児は職員室で、絵本を読んだり折り紙を折ったりして待つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分がしたことや他の幼児がどのような活動をしたのか話をしたり聞いたりすることで、友達を意識し、今日一日の達成感を味わえるようにする。</li> <li>降園時の家庭からの連絡事項を確かめる。</li> </ul>
反省・評価	<p>※今日のねらいに沿った振り返りのポイント例 (幼児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>友達と一緒に好きな遊びを楽しむことができたか。</li> <li>思いや考えを言葉で伝えようとすることができたか。</li> </ul> <p>(教師)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児が友達と活動する楽しさを味わうことができるように援助できていたか。</li> <li>幼児が思いや考えを伝えられるように援助できていたか。</li> </ul>		

予想される幼児の活動	☆環境構成	▲教師の関わり 〈 〉 育ってほしい姿
<p>砂場</p> <p>山を作り、トンネルをほり、水を流してみたいなあ。</p> <p>ジャングルジム</p>	<p>正門</p> <p>ミルクチョコが作りたいなあ。ナッツ入りがつくりたい！</p> <p>栗山</p> <p><u>どろんこ遊び</u></p> <p>☆ ダイナミックに遊び込めるように、スコップ、たらい、バケツ、ペットボトル、塩化ビニールの筒、大小の木ぎれを用意しておく。</p> <p>▲ 思いを表現する方法に幼児が気付けるように、声をかけたり、一緒に考えたりする。〈表〉</p>	<p><u>チョコレート工場遊び</u></p> <p>☆ チョコレートを作りやすいように水を運ぶバケツ、一輪車などを用意する。</p> <p>☆ トッピングの材料として木の実、木の葉、乾いた砂を用意しコーナーを作り置いておく。</p> <p>▲ チョコレートの種類を思い出しイメージがわくように、声をかける。〈思〉</p>
<p>太鼓橋</p> <p>ぼくのチームはいつも負けてばかりいる～。くやしいなあ。</p> <p>ブランコ</p> <p>テーブル</p> <p>このバッタの名前は？何を食べているの？</p>	<p><u>リレー遊び</u></p> <p>☆ 自分たちでリレーに必要なものを準備する。</p> <p>☆ ルールやチーム分けについて常に話し合えるようにする。ルールを考えたり、チーム分けをしたりする中で、みんなが楽しく遊べるためには、公平なルールが必要なことに気付くようにする。〈協〉</p>	<p>この指導案は、日案の一部を取り出し、戸外の活動において幼児が興味のある活動を展開する場面の指導計画の例である。</p> <p>それぞれの場所における幼児の活動を予想し、環境の構成を工夫している。さらに、その際、何をねらいとして、どのように教師が幼児に関わるのかも具体的に計画することが大切である。</p> <p>記録や反省・評価の欄が少ないが、別紙に記入するなど工夫するとよい。</p> <p>また、一人一人の幼児の活動をそれぞれ予想し、一人一人についてのねらいや教師の関わり、環境の構成を記入した指導の計画も重要である。</p> <p>個々の幼児と集団の関わりを意識した指導計画を工夫することが望まれる。</p> <p>育室</p> <p>育室</p> <p>はたけ</p>
<p>記録・反省・評価</p>		
<p>○ どろんこ遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aのグループの中へ入れて欲しそうなB。Bの思いを教師が代弁しすぎてしまった。明日は、B自身が言葉で伝える方法を援助したい。</li> <li>・ Aは木ぎれを船に見立てて遊び始めた。船が抵抗なく水路を進むようにしたい様子であった。そのためには、どうすればよいのか試行錯誤する幼児を支援したい。一度にたくさんの水が運べるように一輪車とバケツを準備し、砂場の道具入れの前に出しておきたい。</li> </ul> <p>○ リレー遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Cが自分の思い通りにリレーを進めていた。D・Eがチーム分けの不公平さに気付き始めているが、Cに伝えるまでには至らなかった。明日は、遊びの様子を見守りながら、D・Eの思いを引き出したい。</li> <li>・ ・ ・ ・ (後略) ・ ・ ・</li> </ul>		

【記録例】 令和〇年〇月〇日 No. 2 記録者 ○〇 ○〇

幼児の姿（事実）	◎教師の見取り ☆教師のはたらきかけ
(続き)	
A： Bと言い合いをした後、段ボールの中にもぐりこむ。	☆ Aの視界に教師はいるが、声はかけない。
A： なかなか出てこない。時々、段ボールを蹴って大きな音を出している。	◎ 教師が声をかけ、解決してくれるのをAは待っている。
A： 約10分後、段ボールから顔を出しままごとの様子を時々見ている。	◎ 周りの様子が気になり、出て行く機会をうかがっている。
C： Bや他の幼児は次々とごちそうを作り、教師や友達に振る舞っている。	☆ 「赤い実がほしいなあ。」とAに聞こえるように大きな声を出す。
段ボールから飛び出し、赤い実を取りに外に行	

**(1) 記録を工夫する**

幼児を理解し、評価する手掛かりの一つとして、幼児の生活する姿を記録に残すことが必要になる。記録の視点や方法に一定の形式はない。記録を残す習慣をつけるとともに、既成の形にとらわれることなく記録の方法を工夫することが大切である。

例えば、エピソードを記録する方法、週案や日案の用紙を使って記録する方法、個人票や例示した記録の用紙を活用する方法など、記録の目的なども考えながら工夫したい。

**(2) 記録から読み取る**

幼稚園においての評価は、個々の幼児の心の動きや発達を理解することによって、よりよい保育を生み出すためのものである。保育を改善するためには、その記録から何を読み取るのかが大切な意味をもつ。

- ① 個々の幼児の生活の変化を読み取る。
- ② 幼児の姿を生み出した状況を捉える。
- ③ 教師の指導の意図を読み取る。

子どもがどのように遊びを刺激され、教師がその過程にどのように関わったのかが見えるように記録を取り、その記録を蓄積していくことが大切である。

**(3) 多くの目で分析・評価する**

一人の教師の目に映ったそれぞれの幼児の姿は、幼児のごく一部である。また、教師自身のものの見方や考え方によって、その姿の見え方は違ってくる。多くの目で見たことを重ね合わせることによって、自分には見えなかった幼児の姿や自分の保育の問題点なども見えてくる。教師には、相互に意見を交わし、互いに幼児を見る目を高めていけるような人間関係をつくることが求められている。また、評価の妥当性や信頼性を高めていくことにも繋がる。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら今日の保育の中で見られた幼児の姿から、ねらいを達成したか、そのために適切な環境の構成や指導が行われたかを評価することが大切である。

**(4) 明日の保育を見通す**

分析・評価から、明日の保育の流れを予想して、どのようなねらいで、どの場面で、誰に、どのように関わるのか、どのように環境の構成を工夫するのかなど、具体的に計画することが大切である。保育を進めるためには個々の幼児を見る目と集団を見る目の両方が必要であり、集団と個々の幼児との関係を受け止めて、具体的な保育の手立てを考えることが重要である。

## 電話対応の基礎

職場の電話は個人的な電話とは異なり、電話に出た人の印象がその職場全体の印象になる。また、対応の善し悪しが、その後の事の運びに大きく影響を与えることにもなる。電話で話す時は、相手に敬意を払いながら「ゆっくり、はっきり、ていねいに」を心掛けることが大切である。

ここでは、「電話の対応」の一例を示すが、人間関係や用件の内容等によってその仕方は異なる。また、取り次ぎの方法等についても、学校ごとに慣例が異なることがある。各校の実態に応じ、教職員として、社会人として適切な対応ができるよう心掛けていくことが必要である。

### 電話対応のポイント

- (1) 呼び出し音が鳴ったら、速やかに出る。呼び出し音が3回以上鳴ってから出る場合は、「お待たせいたしました。」と添える。また、保留はできるだけ短くする。
- (2) 個人情報（幼児児童生徒、教職員の電話番号や住所等）の問い合わせには応じない。
- (3) 外部の方から伝言を受けた時は、自分の名前を最後に名乗り、確実に伝言する旨を伝える。
- (4) 外部の方に対しては、教職員に尊敬語を使わない（ただし、教職員の家族や身内に対しては尊敬語を使う。保護者への対応については、以下のような考え方もある。）。

### 第3章 敬語の具体的な使い方

#### 第3 具体的な場面での敬語の使い方 2 「ウチ・ソト」の関係における問題

【23】 保護者からの電話で、同僚の田中教諭の不在を伝えるときに、「田中先生はおりません。」と伝えたが、それで良かったのだろうか。それとも「田中はおりません。」と伝えた方が良かったのだろうか。

【解説1】 この場合、「ウチ・ソト」の意識に基づけば、同僚の田中教諭は「ウチ」の人であり、保護者を相手とする場合には「田中先生はおりません。」ではなく、「田中はおりません。」と伝えた方が良い。

【解説2】 同僚の田中教諭に関して「田中先生はおりません。」と敬称を用いた表現は、身内の人物は立ててはいけないという「ウチ・ソト」の意識からすれば問題がある。しかし、文化庁の「国語に関する世論調査」によれば、生徒の保護者に対しては「田中」ではなく、「田中先生」という言い方を支持する人が多い。学校では、「ウチ・ソト」の意識よりも、生徒を基準にして、その教師であるという点を優先させるからだと考えられる。なお、「田中」ではなく、「田中教諭」と職名で呼ぶ方法もある。この場合は、「ウチ・ソト」の意識から離れ、中立的な言い方になると言えよう。

「敬語の指針」（文化審議会答申 平成19年2月）

## 電話の応対事例（参考）

	シチュエーション	フレーズ	留意点
1	外線電話が鳴りました。	<p>【朝9時ごろの場合】 「おはようございます。〇〇学校（受信者名）でございます。」</p> <p>【上記以外】 「はい、〇〇学校（受信者名）でございます。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「おはようございます。」は、10時ごろまで。</li> <li>・受信の際は「もしもし」とは言わない。</li> </ul>
	・呼び出し音が3回以上鳴ってから出た場合	「(大変) お待たせいたしました。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5回以上は「大変」を添える。</li> </ul>
2	相手の名前と誰を呼ぶかを確認します。		
	・「〇〇学校の〇〇ですが、〇〇先生をお願いします。」と言われた場合	「〇〇学校の〇〇（相手の名前）様でいらっしゃいますね。いつもお世話になっております。〇〇（名指し人）でございますね。しばらくお待ちください（ませ）。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の名前を確認する。相手に対して「ございます」は使わない。</li> <li>・該当の職員の名前を確認する。</li> </ul>
	・電話の音が小さくて、よく聞き取れない場合	「(恐れ入ります。) 少し、お電話が遠いようなので、もう一度お願いいたします。(申し訳ございませんが、もう一度お願いいたします。)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お声が遠い」とは言わない。</li> </ul>
	・相手の名前が分からない場合	「失礼ですが、どちら様でしょうか。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手に対して「誰」は、使わない。</li> </ul>
	・誰に用があるのか分からない場合	「誰をお呼びいたしましょうか。」又は、「誰におつなぎいたしましょうか。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「どなた」は、校(園)内の人間には使わない。</li> </ul>
・「〇〇先生をお願いします」と言われたが、校内に〇〇が2人いる場合	「〇〇は2人おりますが……」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「進路担当でしょうか。2学年の担任でしょうか。」や「国語科の〇〇でしょうか。」などと尋ねるのもよい。</li> </ul>	
3	該当教職員に取り次ぎます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り次ぎ時間は、30秒を目安とする。それ以上かかる時は、折り返しの電話が必要かを確認する。</li> </ul>
	・内線で連絡を取り、該当の教職員が電話に出た場合	「〇〇（自分の名前）ですが、〇〇学校の〇〇からお電話です（おつなぎしてよろしいでしょうか。）。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内線を一度切ってもらった必要がある場合や、そのまま内線を切ると外線につながる機器もあるので、接続ミスがないよう気を付ける。</li> </ul>
	・校内にいるが、所在がつかめない場合	<p>「あいにく、(ただいま) 席をはずしております。」</p> <p>【相手の意向を伺う】 「お急ぎでしょうか。」 「ご用件をお伺いいたしましょうか。」 「いかがいたしましょうか。」 「こちらから電話させていただくよう申し伝えましょうか。」など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当教職員が校内にいることがはっきりしている場合は、折り返し電話する必要があるかなど、確認する。</li> </ul>

4	<p><b>該当教職員が不在です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始業前で、該当教職員が出勤していない場合</li> <li>・該当教職員が授業中の場合</li> <li>・該当教職員が出張・年休等の理由で不在の場合</li> </ul>	<p>「あいにく〇〇は、席をはずしております。ご用件をお伺いいたしましょうか。」</p> <p>「あいにく〇〇は、ただいま授業中です。」</p> <p>「あいにく〇〇は、出張で一日おりません。」  「あいにく〇〇は、お休みをいただいております。」  <b>【相手の意向を伺う】</b>  「ご用件をお伺いいたしましょうか。」  「いかがいたしましょうか。」など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業前の保護者からの電話は欠席連絡のことが多い。取りあえず用件を伺い、病欠の場合は、「お大事に」と一言添える。</li> <li>・伝言はメモを取り、確実に該当教職員に伝える。</li> <li>・相手によって、不在理由の伝え方を工夫する。</li> <li>・出張や休みについては、詳細を言わない。場合によっては、すぐに連絡がつかない状態（〇日まで出張）であることのみ伝える。</li> <li>・緊急時は、学校側が該当教職員に連絡を取り、相手に連絡が付くようにする。</li> </ul>
5	<p><b>不在者への対応について、相手の意向を伺います。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急用等で呼び出しが必要な場合</li> <li>・相手からかけ直す時刻を聞かれた場合</li> <li>・伝言を依頼された場合</li> </ul>	<p>「あいにく、会議中です。いかがいたしましょうか。お急ぎでしょうか。」</p> <p><b>【戻る時刻がはっきりしている場合】</b>  「(お手数をおかけしますが) よろしくお願ひします。〇〇は、〇時ごろ、出張から戻る予定です。(お電話がありましたこと、〇〇にお伝えいたします。)」  <b>【戻る時刻がはっきりしない場合】</b>  「何時に戻るかはっきりしておりませんので、戻り次第電話させていただくよう申し伝えましょうか。(恐れ入りますが、お電話番号をお願いします。)」</p> <p>伝言内容を確認した後、  「確かに〇〇に申し伝えます。」  (「私〇〇と申します。」「〇〇が承りました。」など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の意向に沿って、応対を工夫する。</li> <li>・急ぎの場合は、メモを渡す等の状況を考える。</li> <li>・念のため相手の名前と電話番号を確認しておく。</li> <li>・伝言はメモを取り、確実に該当教職員に伝える。</li> <li>・「受け手の名前」を一言添える。</li> </ul>
6	<p><b>用件が終わったので電話を切ります。</b></p>	<p>「失礼します。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受話器は、発信者が切ってから置く（受話器を乱暴に置かず、先に手でフックを押してから受話器を置くようにする。）。</li> </ul>
※	<p><b>取り次ぎを受け、電話に出ます。</b></p>	<p>「お待たせいたしました。〇〇でございます。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待たせたことを詫び、自分の名前をはっきり述べる。</li> </ul>

別表1 勤務校研修項目との対照表(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教諭)

番号	研修項目	学校の教育力の向上を目指して	
A 本校の教育		章一節一(項)	内 容
1	期待される教員としての心構え	I-1	求められる教員の資質能力
		I-2	教職員の服務
		I-3	教職員の研修
2	本校の教育概要	II-1	京都府の教育の基本理念
		II-2	京都府の教育施策推進の視点
3	学校運営と校務分掌	III-1-(1) III-1-(2)	子どもたち一人一人が未来の創り手となるために チーム学校
4	本校の教育課程と特色ある学校づくり	IV-1	学校の教育課程
5	PTAとの連携	III-2	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携
		IV-8-(5)	学級事務 他
6	地域社会・環境の理解と連携	III-2	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携
7	学校段階等間の接続	IV-2-(5)	学校段階等間の接続
8	様々な文書の取扱い	IV-8	学級・ホームルーム経営
B 教育活動			
9	育成を目指す資質・能力	IV-2-(1)	育成を目指す資質・能力
		IV-2-(2)	カリキュラム・マネジメント
		IV-2-(3)	教科等横断的な視点に立った資質・能力
10	主体的・対話的で深い学びの実現	IV-2-(4)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
11	言語環境の整備と言語活動の充実	IV-2-(4)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
12	道徳教育	IV-3	道徳教育
13	総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	IV-2-(9)	総合的な学習の時間・総合的な探究の時間
14	特別活動	IV-2-(10)	特別活動
15	人権教育	IV-4	人権教育
16	特別支援教育	IV-5	特別支援教育
		IV-2-(7)	特別支援学校における教育課程の編成
		IV-2-(11)	特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導
		IV-2-(12)	自立活動の指導
		IV-9-(2)	キャリア教育
		V-3-(5)	教材・教具の活用
17	学校保健	IV-6-(2)	学校保健
18	学校安全・危機管理	IV-6-(3)	学校安全・危機管理
19	食育・学校給食	IV-6-(4)	学校給食
		IV-9-(8)	食育
20	情報教育	IV-9-(1)	情報教育
		IV-7-(4)	児童生徒への指導(携帯電話、スマートフォン等のインターネット利用に関わる課題)
		V-3-(6)	I C T の活用
21	キャリア教育	IV-9-(2)	キャリア教育
22	伝統文化・グローバル	IV-9-(3)	伝統や文化に関する教育(グローバル化への対応)
23	学校教育全体で進める教育活動	IV-9	学校教育全体で進める教育活動

番号	研修項目	学校の教育力の向上を目指して	
C 生徒指導と教育相談		章一節一(項)	内 容
24	生徒指導	IV-7	生徒指導・教育相談
25	基本的な生活習慣とその指導	V-3-(7)	家庭学習
26	児童生徒理解	IV-7-(1)	生徒指導と教育相談の基本的な考え方及び児童生徒理解
27	児童生徒の問題行動	IV-7-(4)	児童生徒への指導
28	教育相談	IV-7-(1) IV-7-(3)	生徒指導と教育相談の基本的な考え方及び児童生徒理解 学校体制の確立と関係機関等との連携
29	不登校・いじめ	IV-7-(4)	児童生徒への指導
30	保護者連携	III-2 IV-8 V-3-(7)	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携 学級・ホームルーム経営 家庭学習
D 学級・ホームルーム経営			
31	学級・ホームルーム経営の意義	IV-8	学級・ホームルーム経営
32	学級・ホームルーム経営の実際と工夫	IV-8	学級・ホームルーム経営
33	保護者と連携を図った学級・ホームルーム経営	IV-8	学級・ホームルーム経営
34	学級・ホームルーム事務の処理	IV-8-(5)	学級事務 他
E 授業研究			
35	指導計画の作成(1)-指導計画の作成-	V-1-(1) IV-1	年間指導計画・週指導計画の作成 学校の教育課程
36	指導計画の作成(2)-学習指導案の作成-	V-1-(2)	学習指導案の作成
37	研究授業(1)-課題の発見-		
38	研究授業(2)-事前・事後研究-		
39	研究授業(3)-課題の整理-		
40	授業参観(教科)(1)-授業改善に生かす視点-	IV-2-(4) V-2	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 授業づくりの基本
41	授業参観(教科)(2)-教科教育の基礎技術-	V-3	授業・学習指導の基本技術
42	授業参観(教科)(3)-授業における児童生徒理解-	IV-7-(2)	生徒指導の三つの機能を生かした教育活動
43	授業参観(教科)(4)-授業改善の方策-		
44	授業参観(教科)(5)-視野を広げる-		
45	授業参観(領域等)	IV-2 IV-9	教科・領域等の指導における基本的な考え方 学校教育全体で進める教育活動
46	指導方法の工夫(1)-個に応じた指導等-	IV-2-(4) V-2-(2)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 1時間の授業の組立て方
47	指導方法の工夫(2)-問題解決的な学習等-	IV-2-(4) V-3	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 授業・学習指導の基本技術
48	学習評価	IV-2-(6) V-2-(3)	学習評価 指導に生かす評価
49	教材の研究	V-2-(1)	教材研究の進め方
50	教育施設・設備や教材・教具の有効な活用	V-3-(5) V-3-(6)	教材・教具の活用 ICTの活用
F 教育実践の反省と展望			
51	教育実践の評価と課題及び展望	V-2-(3)	指導に生かす評価
52	1年間の研修のまとめ		



別表2 勤務校研修項目との対照表(幼稚園教諭)

番号	研修項目	章-節-(項)	内 容
1	期待される教員としての心構え	I-1 I-2 I-3	求められる教員の資質能力 教職員の服務 教職員の研修
2	本園の教育概要と教育目標	II-1 III-1 VI-1	京都府の教育の基本理念 学校教育の在り方 幼稚園教育の基本
3	教育課程の編成と教育活動	IV-1 VI-4 VI-11	学校の教育課程 幼稚園教育要領のねらい及び内容の考え方と領域の編成 教育活動の充実のために
4	環境の構成と援助	VI-2 VI-5	育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 環境の構成と保育の展開
5	指導計画の作成	VI-6	指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
6	基本的な生活習慣とその育成	VI-10	幼児理解と家庭との連携
7	幼稚園行事の指導	VI-4 VI-5	幼稚園教育要領のねらい及び内容の考え方と領域の編成 環境の構成と保育の展開
8	家庭・地域や小学校等との連携	III-2 IV-2-(5) VI-10 VI-11	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携 学校段階等間の接続 幼児理解と家庭との連携 教育活動の充実のために
9	保育研究(1)	VI-7 VI-8 VI-9	保育の実際 一日の保育の流れ 道徳性の芽生えを培う指導
10	保育研究(2)	VI-2	育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
11	学級事務の内容と処理	VI-8	一日の保育の流れ

# 京都府の略図



京都府の府章  
(昭和51年制定)

京都府の鳥	オオミズギドリ	S40. 5. 10制定
京都府の花	しだれ桜	S29. 3. 22制定
京都府の木	北山杉	S41. 9. 16制定
京都府の草花	嵯峨ぎく	H2. 3. 6制定
京都府の草花	なでしこ	H2. 3. 6制定

